●**診療用放射線に係る安全管理体制確保状況自主点検票**● **有床診療所**

診療所側で事前に自己点検して，立入検査日７日前までに管轄保健所に提出してください。

適合なら「○」，不適合なら「×」，貴院では該当がない項目は斜線を記入してください。

☆印のある項目は，医療法で義務づけられた事項です。

　診療所名：

　診療所側点検者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 点検日：　　　　年　　月　　日

 立入検査担当者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　立入検査日：　　　　年　　月　　日

| 点　検　項　目 | 自己点検 | 立入検査 |
| --- | --- | --- |
| Ⅰ　診療用放射線の安全管理のための責任者(医療放射線安全利用責任者)の配置状況 |  |  |
| 1 | ☆ | 常勤職員の診療用放射線安全利用責任者を配置しているか。　○氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |  |  |
| 2 | ☆ | 所定の資格を有しているか。　　　□ 医　師　　 □ 歯科医師　 下記のいずれも満たしている場合　　□診療放射線技師　　□医師又は歯科医師が放射線診療の正当化を担保している□診療放射線技師が放射線診療における最適化を担保している□医師又は歯科医師が当該診療放射線技師に適切な指示を行う体制を確保している |  |  |
| Ⅱ　診療用放射線に係る安全利用のための指針 |  |  |
| 3 | ☆ | 診療用放射線に係る安全利用のための指針のための指針を整備しているか（指針添付のこと）。初回作成年月日　　　　　　　　　　　　年　　月　　日作成直近の変更年月日　　　　　　　　　　　年　　月　　日変更 |  |  |
| 4 | ☆ | 次に掲げる事項が文書化されているか。1. 診療用放射線の安全利用に関する基本的考え方

②放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修に関する基本的方針③診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策に関する基本方針④放射線の過剰被ばくその他の放射線診療に関する基本方針⑤医療従事者と患者間の情報共有に関する基本方針（患者等に対する当該方針の閲覧に関する事項を含む。）　 |  |  |
| 5 | ☆ | 指針を放射線診療従事者等に対して周知徹底を図っているか。□放射線診療を指示する医師，歯科医師□放射線業務従事者□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　項　目 | 自己点検 | 立入検査 |
| Ⅲ　放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための職員研修 |  |  |
| 6 | ☆ | 患者の医療被ばくの防護の最適化に付随する業務に従事する者に対し、下記事項を含む内容について、年１回以上の研修を実施し、その実施内容について記録しているか。□患者の医療被ばくの基本的な考え方に関する事項□放射線診療の正当化に関する事項（※医師が講師であること）□患者の医療被ばくの防護の最適化に関する事項□放射線の過剰被ばくその他放射線診療に関する事例発生時の対応等の関する事項□患者への情報提供に関する事項○直近の主な開催状況（別紙添付でも可）　　　　　　研　修　項　目　　　　　　開催年月日　　　出席者数ⅰ　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　人ⅱ　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　人ⅲ　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　人 |  |  |
| Ⅳ　放射線診療を受ける者の当該放射線による被ばく線量の管理及び記録その他診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策 |  |  |
| 7 | ☆ | 管理・記録対象医療機器を用いた診療に当たって、適正に線量管理を行っているか。 |  |  |
| 8 | ☆ | 管理・記録対象医療機器を用いた診療に当たって、当該診療を受ける者の医療被ばく線量を記録しているか。線量記録の形態□被ばく線量管理システム□所定の様式□診療録□照射録 |  |  |
| 9 | ☆ | 管理・記録対象医療機器以外の放射線診療機器について、線量管理、線量記録を行っているか。（努力規定） |  |  |
| 10 | ☆ | 医療放射線安全管理責任者は診療用放射線に関する情報を収集しているか。放射線診療に従事する者に対する周知周知の方法 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　診療所管理者への報告報告の方法　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |  |  |